

## 宅地建物取引業者の皆様

# 注意

国土利用計画法に基づく、  
事後届出の届出期限は、  
契約締結日から2週間以内です！

### 【対象取引面積】

- ・市街化区域内 2,000㎡以上
- ・上記以外の都市計画区域内 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外 10,000㎡以上



2週間以内の起算日は  
~~「土地の引渡日」や「登記日」~~ではありません！

発行：広島県環境県民局環境県民総務課

☎082-513-2715